

固定資産税の課税標準の特例申告書

令和 年 月 日

徳島市長様

申告人（納税義務者）

住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
電話番号	

次の固定資産税の課税標準の特例の適用について申告します。

固定資産の種類別	☐ 土地 ☐ 家屋 ☐ 償却
固定資産の所在地	対象固定資産一覧のとおり
特例適用条項	☐ 地方税法第349条の3第 項 ☐ 地方税法附則第15条 第 項第 号
特例適用区分	
事由の発生日	令和 年 月 日
添付書類	☐ 有 ☐ 無

※この申告書は特例適用区分毎に提出が必要です。

固定資産税の特例適用区分一覧

- ①家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る特例
- ②居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る特例
- ③事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）の用に供する家屋及び償却資産に係る特例
- ④公害防止用設備に係る特例
- (1)水質汚濁防止法の規定による汚水又は廃液処理施設
- (2)下水道法の規定による下水道除害施設（R4～供用開始区域）
- ⑤都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る特例（5年間）
- (1)都市再生緊急整備区域
- (2)特定都市再生緊急整備区域
- ⑥津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得された津波対策の用に供する償却資産に係る特例（4年間）
- ⑦津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設に係る特例（5年間）
- (1)指定避難施設
- (2)協定避難施設
- (3)建設中及び建設予定の協定避難施設
- ⑧津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設に附属する避難の用に供する償却資産に係る特例（5年間）
- (1)指定避難用償却資産
- (2)協定避難用償却資産
- ⑨再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金を受けて取得した太陽光発電設備に係る特例（3年間）
- (1)太陽光発電設備(1000kw未満)
- (2)特定太陽光発電設備(1000kw以上)
- ⑩電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定を受けた発電設備に係る特例（3年間）
- (1)風力発電設備(20kw以上)
- (2)地熱発電設備(1000kw未満)
- (3)バイオマス発電設備(10000kw以上20000kw未満)
- (4)特定バイオマス発電設備(10000kw以上20000kw未満)
- (5)特定風力発電設備（20kw未満）
- (6)水力発電設備(5000kw以上)
- (7)特定水力発電設備(5000kw未満)
- (8)特定地熱発電設備(1000kw以上)
- (9)特定バイオマス発電設備(10000kw未満)
- ⑪水防法で規定する浸水防止用設備に係る特例（5年間）
- ⑫緑化保全・緑化推進法人が都市緑化法に規定する認定計画に基づき設置・管理する市民緑地の用に供する土地に係る特例（3年間）
- ⑬水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る特例（3年間）
- ⑭都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業で整備した施設の固定資産に係る課税標準の特例措置（5年間）
- ⑮特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得した雨水貯留浸透施設に係る特例
- ⑯特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域内の指定を受けた土地に係る特例（3年間）
- ⑰中小事業者等が中小企業等経営強化法で定める先端設備等導入計画の認定を受けて取得した償却資産に係る特例（3年間）
- ⑱中小事業者等が賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づき取得した償却資産に係る特例（3年間、4年間、5年間）
- ⑲新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置（5年間）
- ⑳大規模修繕工事を実施した管理計画認定マンションに係る特例（1年間）

※現在、徳島県において浸水被害軽減地区及び貯留機能保全区域の指定はありません。

対象固定資産一覧

[illegible][illegible][illegible]